

遺族厚生年金の請求手続きのご案内

年金を受け取るための手続き用紙をお送りします。

同封の「年金請求書（国民年金・厚生年金保険遺族給付）」（以下「年金請求書」といいます。）により、年金を受け取るための手続きを行ってください。

※ 時効により年金が受け取れなくなる場合がありますので、お早めに請求手続きをお願いします。

年金を受け取るための手続きの流れ

「年金請求書」のご確認と必要事項のご記入

- ・ 「年金請求書」の 部分に必要な事項をご記入ください。

添付書類のご用意

- ・ このパンフレットの2～8ページをご覧ください。年金請求に必要な添付書類をご用意ください。

「年金請求書」のご提出

- ・ 受給権発生日以降で年金請求書提出日の6か月以内に交付された戸籍等を用意のうえ、請求書を送付した共済組合まで郵送等によりご提出ください。

年金の受け取りが始まります

- ・ 共済組合から、「年金請求書」を提出した方の受給権（年金を受け取る権利）を確認し、「年金証書・年金決定通知書」をお送りします。
- ・ 「年金証書・年金決定通知書」が届いてから、年金のお支払いのご案内（年金振込通知書、年金支払通知書または年金送金通知書）をお送りし、年金の受け取りが始まります。

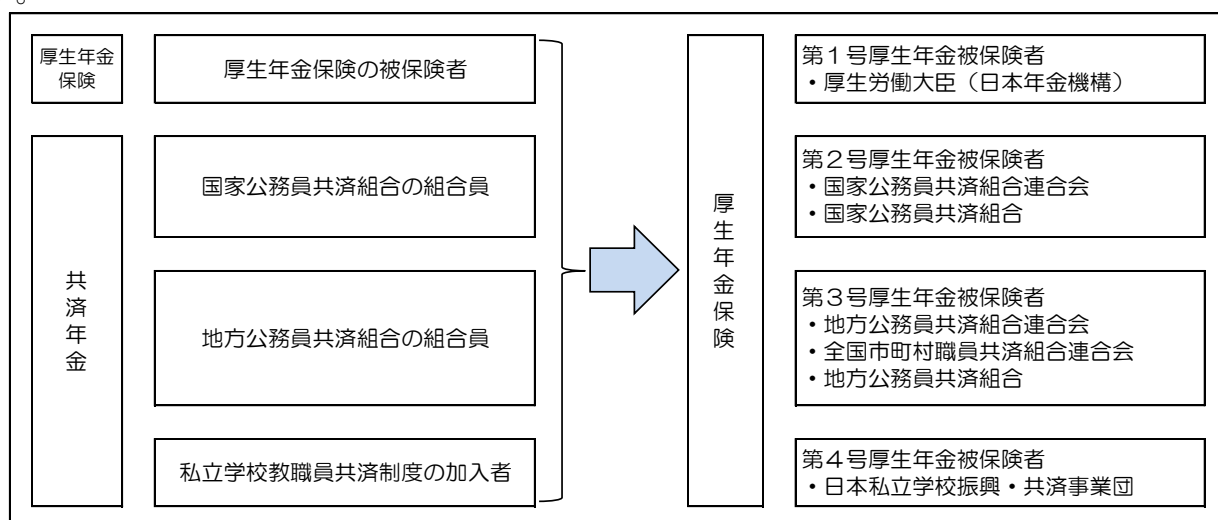
被用者年金一元化後の年金について

平成27年10月1日から被用者年金の一元化が実施されたことにより、死亡した方が平成27年9月以前に共済組合等に加入していた期間も厚生年金加入期間とみなされます。

そのため、平成27年10月以降に権利が発生する年金は、共済組合が支給する年金も遺族厚生年金として決定されます。

なお、死亡した方が平成27年9月以前に共済組合の組合員期間を有している場合、平成27年9月以前の職域部分（3階部分）の給付は、「遺族共済年金（経過的職域加算額）」として決定されます。

今回お送りした年金請求書を提出いただくことにより、遺族厚生年金と併せて決定いたします。



<遺族厚生年金の支給要件について>

遺族厚生年金は、組合員（被保険者）または組合員（被保険者）であった方が、次の①～④のいずれかに該当して死亡した場合、その方によって生計を維持していた遺族に支給されます。

なお、遺族厚生年金の支給を受ける方が子のある配偶者または子の場合には、原則として遺族基礎年金も支給されます。

【短期要件】

- ①組合員（被保険者）が在職中に死亡したとき
- ②組合員（被保険者）であった者が退職後に、組合員（被保険者）であった間の傷病が原因で、初診日から5年以内に死亡したとき
- ③障害厚生（共済）年金または障害年金の受給権者（障害等級が1級または2級である場合に限り。）が死亡したとき

【長期要件】

- ④老齢厚生（退職共済）年金の受給権者またはその受給資格期間を満たした人が死亡したとき

<短期要件と長期要件の特徴>

	短期要件	長期要件
年金の支払	死亡した方が共済組合以外の実施機関の期間（民間企業に勤務していた期間など）を有している場合、共済組合がまとめて支払います。	死亡した方が共済組合以外の実施機関の被保険者期間を有している場合、それぞれの実施機関が支払います。
算定基礎期間	組合員（被保険者）期間が25年未満である場合、遺族厚生年金の算定期間を25年として計算します。	遺族厚生年金の算定期間を実際に加入した組合員（被保険者）期間で計算します。
給付乗率	定率によります。	死亡した方の生年月日に応じた経過措置があります。

（注）死亡した方が、支給要件の①、②、③（短期要件）のいずれかに該当し、かつ④（長期要件）にも該当するときは、申出がない限り、長期要件の年金額が高くても短期要件の年金額を給付することになります（申出については、年金請求書5ページ㊦（15）②を参照ください。）。

<遺族の範囲について>

次のいずれかに該当する方で組合員（被保険者）または組合員（被保険者）であった方の死亡当時、その方と生計を共に（原則として同居）し、かつ恒常的な収入が近い将来にわたって年額850万円（所得で655万5千円）未満と認められる方が遺族厚生年金の受給権者となります。

- ①配偶者と子（夫の場合は55歳以上、子の場合は18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある未婚の子、または障害等級が1級もしくは2級の障害状態にある20歳未満の未婚の子に限ります。）
- ②父母（55歳以上に限ります。）
- ③孫（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある未婚の孫、または障害等級が1級もしくは2級の障害状態にある20歳未満の未婚の孫に限ります。）
- ④祖父母（55歳以上に限ります。）

（注1）死亡した方の死亡の当時、胎児であった子が出生した場合には、その子は、死亡した方の死亡の当時その方によって生計を維持していたものとみなされます。

（注2）配偶者については、届出をしていなくても、事実上婚姻関係と同様の事情にある方を含みます。

（注3）同順位者が2人以上いる場合には、その人数によって等分して支給することとされています。また、遺族が2人以上いる場合には、①から④の順序で遺族厚生年金を支給することとされており、次順位に該当する場合は受給権を得られません（例えば、死亡した方の配偶者と子に受給権がある場合、死亡した方の父母、孫および祖父母は受給権を得られません。）。

（注4）孫については、その親と生計を共にしている場合は、遺族に該当しません。

<平成27年10月以後に遺族厚生年金の受給権が発生する方の年金の請求手続き>

年金請求書はすべての実施機関において共通の様式とし、2以上の実施機関に年金の加入記録がある方も、共済組合で手続きを行えば、その他の実施機関の手続きも完了します（年金事務所等の他の実施機関へ提出することも可能です。）。

2以上の実施機関に年金の加入記録がある方の年金請求書は、実施機関間で情報の共有を行い、短期要件の場合は共済組合が年金を決定したうえでまとめて支払い、長期要件の場合はそれぞれが年金を決定したうえで支払います*。

そのため、ご提出いただいた実施機関ではないところから、年金請求書の記載内容等の問い合わせなどを行わせていただくことがございますので、あらかじめご了承ください。

※ 他の実施機関の請求手続きを合わせて行う場合は、金融機関によっては送金できないことがあります。

年金の送金ができない金融機関を指定されたときは、共済組合または他の実施機関からご連絡いたします。

<請求書の提出先>

〒990-0023

山形県山形市松波四丁目1番15号

山形県市町村職員共済組合

電話 023-622-6900

年金請求に必要な書類

「年金請求書」を提出される前に、添付書類をご確認ください。



戸籍・住民票は、受給権発生日以降に交付されたもので、かつ、年金請求書提出日の6か月以内に交付されたものをご用意ください。

※添付書類は「コピー可」と記載されているもの以外は、原本を提出してください。

請求する方の個人番号（マイナンバー）を記入したときは、住民票と所得証明書の添付を省略できる場合があります。

No.	添付する書類	備考欄	チェック欄
1	<p>「死亡した方」と「請求する方」との身分関係を明らかにすることができる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戸籍謄本（戸籍の全部事項証明書） ・法定相続情報一覧図 <p>いずれかの書類（コピー不可）</p>		
2	<p>「請求する方」の基礎年金番号を明らかにすることができる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年金手帳 ・基礎年金番号通知書 ・年金証書 <p>いずれかの書類（コピー可）</p>		
3	<p>マイナンバーが正しい番号であることおよび提出する方が番号の正しい持ち主であることを確認できる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカードの両面のコピー ・次の①および②のコピー <p>いずれかの書類</p> <p>①マイナンバーが確認できる書類：通知カード（氏名、住所等が住民票の記載と一致する場合に限り）、個人番号の表示のある住民票</p> <p>②身元（実存）確認書類：運転免許証、パスポート、在留カードなど</p>	請求書1ページの③にマイナンバーを記入された方	
4	<p>「死亡した方」の年金証書</p> <p>※提出できない場合は、提出できない事由書</p> <p>事由書は「未支給【年金・保険給付】請求書・年金受給権者死亡届（報告書）」の様式内にあります。</p>	死亡した方が年金受給権者であった場合	
5	「死亡した方」の死亡診断書、死体検案書等	死亡診断書、死体検案書の場合はコピー可	

No.	添付する書類	備考欄	チェック欄
6	「死亡した方」の住民票（除票）と「請求する方」の世帯全員の住民票（続柄記載）	請求する方の個人番号（マイナンバー）を記入したときは、住民票を省略できる場合があります。	
7	<p>「請求する方」の請求する年の前年の収入もしくは所得が確認できる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所得証明書 ・課税（非課税）証明書 ・源泉徴収票など <p style="text-align: center;">} いずれかの書類（コピー不可）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 8 ページの書類で代用可能 ・ 請求する方の個人番号（マイナンバー）を記入したときは、所得証明書の添付を省略できる場合があります。 	
8	<p>配偶者または子の収入が、ご本人の年金受給権（年金を受け取る権利）が発生したときから、おおむね5年以内に850万円未満となることを証明できる書類</p> <p>退職年齢を明らかにすることができる勤務先の就業規則等（コピー可）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所得証明書 ・課税（非課税）証明書 ・源泉徴収票など <p style="text-align: center;">} いずれかの書類（コピー不可）</p>	<p>「死亡した方」の死亡当時、収入が850万円以上である場合</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;">年金請求書該当ページ</p> <p style="text-align: center;">7 ページ④収入関係 2</p> </div>	
9	<p>公金受取口座として登録済の口座を指定する方</p> <p>預金（貯金）通帳等のコピー（金融機関名、支店名、口座名義人フリガナ、口座番号が記載された面）の添付または金融機関等の証明は必要ありません。</p>		
	<p>公金受取口座として登録していない口座を指定する方</p> <p>預金（貯金）通帳等のコピー</p> <p>※金融機関名、支店（支所）名、口座名義人フリガナ、預金種別、口座番号、貯金通帳記号番号等が記載されている面</p>	振り込みを希望する金融機関またはゆうちょ銀行（郵便局）から年金請求書に証明を受けた場合は不要です。	

(注) 死亡した方と別世帯または別住所となっている理由が単身赴任・病気療養などやむを得ない事情による場合は、生計維持に該当することがありますが、提出書類が異なりますので、共済組合までご連絡ください。

その他「年金請求書」の記入内容等によって必要な書類

請求する方が子または孫で障害状態にある場合

添付する書類	備考欄	チェック欄
①医師または歯科医師の診断書 ②レントゲンフィルム 障害の状態にある子または孫の傷病が次の傷病に該当する場合 ・呼吸器系結核 ・肺化のう症 ・けい肺(これに類似するじん肺症を含む。) ③その他認定または審査に際し必要と認められるもの	診断書の用紙は共済組合等に用意してあります。	

死亡した方が過去に共済組合から退職一時金を受け取っていた場合

添付する書類	備考欄	チェック欄
既給一時金返還申出書	該当の方には、年金請求書とあわせて申出書を送付します。	

※ 次の書類については、共済組合で確認ができない場合、提出をお願いする場合があります。

- ① 死亡した方の年金加入期間確認通知書
- ② 請求する方の年金証書または裁定通知書のコピー

審査の過程で、添付していただいた書類以外の書類が必要となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

収入に関する認定書類(このパンフレットの6ページのNo. 7)

請求する年の前年の収入もしくは所得が確認できる書類は、次のいずれかで代用できます。

認定対象者	認定対象者の状況	提出書類 (コピー可)
配偶者	健康保険等の被扶養者 (国民健康保険は該当しません)	健康保険または共済組合等の被保険者であることを明らかにすることができる健康保険被保険者証または組合員証等 ※コピーを添付する場合は、被保険者証等に記載された保険者番号および記号・番号を判別、復元できないようマスキング(黒塗り等)してください。
	国民年金第3号被保険者	第3号被保険者認定通知書(第3号被保険者資格該当通知書)または年金手帳(第3号被保険者である旨の記載があるものに限る)
	国民年金保険料免除者	国民年金保険料免除該当通知書または国民年金保険料免除申請承認通知書
	生活保護受給者	保護開始決定通知書
子 または 孫	健康保険等の被扶養者 (国民健康保険は該当しません)	健康保険または共済組合等の被保険者であることを明らかにすることができる健康保険被保険者証または組合員証等 ※コピーを添付する場合は、被保険者証等に記載された保険者番号および記号・番号を判別、復元できないようマスキング(黒塗り等)してください。
	高等学校等在学中の者	在学証明書または学生証
	義務教育終了前の者	書類は不要